

令和2年度 元気づくり補助金＜特別枠＞申請に係る売上減少の証明について

- 特別枠申請にあたり、以下のいずれかの添付が必要となります
 - ・ セーフティネット4号認定書（令和2年3月2日以降の取得分のみ）
 - ・ 売上高等減少要件確認票

- 上記認定書または確認票については、以下より入手ください。
 - ・ セーフティネット4号認定書（令和2年3月2日以降の取得分のみ）

秋田市役所3階 商工貿易振興課にて、申請を受付しています。詳細は以下URLよりご確認ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kinyu-support/1024228.html>
 - ・ 売上高等減少要件確認票

交付申請書（様式2）データ内に同封されていますので、計画と合わせ秋田商工会議所へご相談ください。

- 特別枠の売上減少要件の考え方については、セーフティネット4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）に準じます。

「原則として、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。」

【参考（経済産業省HP）】

 - ・ <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001-1.pdf>
 - ・ <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

- 売上高等減少要件確認票では、「最近」1か月間等とありますが、令和2年2月1日以降の1か月間を対象としていただいて構いません。

- グループの場合、特別枠への申請は、構成員全員が20%以上売上が減少していることが条件です。